

島根県ママさんバレーボール連盟規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本連盟は、島根県ママさんバレーボール連盟と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本連盟は、会員相互の親睦及び技術の向上を図り、併せて生涯スポーツの発展普及に寄与することをもって目的とする。

第 3 章 組 織

第 3 条 本連盟は、一般社団法人全国ママさんバレーボール連盟及び島根県バレーボール協会に属し、島根県下のママさんバレーボールチームをもって構成する。

第 4 条 本連盟は、その公示する所在地を理事長の所在地に置く。

第 4 章 事 業

第 5 条 本連盟は、第2条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1 ママさんバレーボール大会の開催
- 2 島根県バレーボール協会の行う事業への協力
- 3 バレーボールに関する研修会・講習会の開催
- 4 広報誌の発行
- 5 バレーボールに関する印刷物並びに用具の斡旋
- 6 その他、目的達成のために必要と考えられること

第 5 章 会 員

第 6 条 本連盟の会員は本連盟の目的に賛同する女性会員で登録された者とする。

第 7 条 本連盟の会員は、一般社団法人全国ママさんバレーボール連盟(以下「全国連盟」という)の会員となる。

第 8 条 会員は、本連盟を通じて全国連盟に対し、一定額の会費を納付する。

第 9 条 本連盟は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、本連盟の主たる事務所に備え置く。

第 10 条 会員は、次に掲げる事由によって退会することができる。

- 1 本連盟にチーム登録を取消した場合。(チーム登録者=会員)
- 2 会員本人の退会の申し出……ただし、既に支払った全国連盟の会費の払い戻しはしない。
- 3 会員が死亡した場合。

第 6 章 役 員

第 11 条 本連盟に次の役員を置く。

1. 名誉会長 1名
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名
4. 理事長 1名
5. 副理事長 若干名
6. 常任理事 若干名
7. 理事
8. 顧問 若干名
9. 参与 若干名
10. 専門部長 若干名
11. 監事 2名
12. 事務局長 1名

第 12 条 役員を選出方法及び役割分担は次の通りとする。

1 会長、副会長は総会において推薦し決定する。

会長は本連盟を代表し会務を統括し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

2 理事長、副理事長は常任理事の互選とし、総会において承認を得る。

理事長は連盟の会務の執行の責に当たる。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその

職務を代行する。

3 常任理事は、会長が推薦するものと各地区の推薦するものをもって構成する。

4 理事は加盟チームの代表をもって構成する。

5 顧問、参与は会長が推薦し、総会において承認を得る。但し任期は最高3期とする。

6 監事は常任理事会において常任理事以外の者を推薦し、会長がこれを委嘱する。

監事は、会計を監査する。

7 事務局長は常任理事の中から会長が指名する。

第 13 条 各役員の任期は2カ年とし、再任は妨げない。欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 章 会 議

第 14 条 本連盟に次の会議を置く。

理事総会

常任理事会

第 15 条 理事総会は、加盟チームの代表をもって構成し、本連盟の基本方針を審議決定する。総会は毎年一回開催し、会長が招集し議長となる。

第 16 条 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、会長が招集し、理事長が議長となり一般の業務、その他運営上必要な事項について協議処理する。

第 17 条 会議は構成員の総数の2分の1以上の出席により成立し、会議はその出席した構成員の過半数の決議による。

第 8 章 登 録

第 18 条 本連盟加盟チームは本連盟に登録しなければならない。

登録料は下記の通りとする。

島根県ママさんバレーボール連盟登録料	1チーム	10,000円
島根県バレーボール協会負担金	1チーム	1,500円
全国ママさんバレーボール連盟個人登録料	1人	500円

第 9 章 会 計

第 19 条 本連盟の経費は、加盟チームの会費(登録料)及びその他の収入をもってこれに当てる。

第 20 条 会費(登録料)の金額は、総会において定める。

第 21 条 本連盟の会計決算は毎年度終了後監事の監査を経たうえ総会の承認を得なければならない。

第 22 条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まりその年12月31日に終わる。

第 10 章 附 則

第 23 条 本規約の改正は、総会において3分の2以上の同意を得なければならない。

第 24 条 本規約は、昭和57年2月20日から実施する。

本規約は、平成 7年 2月26日一部改正。

本規約は、平成21年 3月 1日一部改正。

本規約は、平成24年 2月26日一部改正。

本規約は、平成26年 2月23日一部改正。

本規約は、平成29年 2月19日一部改正。

本規約は、令和 3年 2月28日一部改正。